

令和6年度 第2回豊田市文化財保護審議会

日 時 令和7年2月4日(火)
午後1時30分から
場 所 豊田市役所 南51会議室

次 第

- 1 会長 あいさつ
- 2 美術・博物部長 あいさつ
- 3 「豊田市文化財保護審議会の会議の傍聴及び会議録の公開に関する要綱」の改正について
- 4 議 題
 - (1) 豊田市指定文化財の指定解除について(諮問) 【資料1】
 - (2) 伝統的郷土芸能団体の認定について 【資料2】
- 5 報 告
 - (1) 棒の手会館展示リニューアルについて 【資料3】
 - (2) 県指定天然記念物「小原村前洞の四季桜」の損傷について 【資料4】
 - (3) 市指定天然記念物「田代の二本杉」の損傷について 【資料5】
 - (4) 足助八幡宮修理工事について 【資料6】
- 6 その他
 - ・委員の任期について
 - ・事務室の移転について

指 定 解 除 調 書 (大洞のスギ)

種 別	天然記念物	
番号・指定(諮問)日	令和 7 年 2 月 4 日諮問	指定日 昭和 4 6 年 1 月 1 0 日
名 称	大洞のスギ (おおぼらのすぎ)	
員 数	1 樹	
規 模	樹 高 約 3 2 . 0 m 胸高囲 約 5 . 6 m 根回り 約 2 8 . 0 m 枝張り 約 1 3 . 0 m	
所有者・所在地	白山神社 豊田市大洞町大洞 4 2 2	
経 緯	落雷の影響により、樹勢が衰えていた。 ・地上 1 5 m から上の幹及び枝が枯死 (白化) ・地上 6 m まで腐朽開口部が広がる。 ・山腹斜面にあり、参道や周辺地盤より高さ 2 m ほど嵩上げしたような不安定な状態に立っている。 ・令和 5 年 8 月 7 日 大枝の折損及び倒木の恐れがあるため、樹木医による樹勢調査を実施。調査の結果、腐朽空洞率 4 1 % で危険木に近い状態であり、倒木の危険があることが判明した。 ・令和 5 年 1 0 月 5 日 大洞区へ調査結果を説明。御神木なので残したいが、指定木の東側に市道・住宅があり、倒木した場合に被害が出る恐れがあるため、伐採してもやむを得ないという意向を確認した。 ・令和 6 年 1 月 3 0 日 令和 5 年度第 3 回豊田市文化財保護審議会にて協議し、指定木の伐採及び指定解除の方針について了承を得る。 ・令和 6 年 1 1 月 7 日 指定木の伐採完了	
解除理由	枯死	

(参考写真)

伐採前



伐採前



伐採前



伐採後



伐採後



伝統的郷土芸能団体の認定について

1 趣旨

豊田市では、市内に伝承される伝統的な郷土芸能（以下「伝統的郷土芸能」という。）の保存に必要な経費に補助金を交付する補助制度（伝統的郷土芸能保存維持事業・保存修理事業）があります。

当制度の対象となる補助事業者は、伝統的郷土芸能を継承する、下記の条件を満たす団体（以下「郷土芸能団体」という。）で、市の認定を受ける必要があります。

平成 15 年度から開始した制度ですが、現在、33 団体が認定を受けています。

今回、新たに団体（吉原町神楽保存会）から認定の申請がありましたので、その可否の決定に先立ち、豊田市伝統的郷土芸能保存維持事業等補助金交付団体認定要項に基づき、豊田市文化財保護審議会に意見聴取するものです。

◆郷土芸能団体の認定の条件

- | |
|--|
| ①昭和20年以前から豊田市域で伝承されてきた郷土芸能のうち、神楽、祭り囃子、万歳、農村歌舞伎、その他市長が認める芸能を継承する団体（国、県及び市指定無形民俗文化財は除きます。） |
| ②豊田市民を主体に5名以上で組織し、規約を有し、由来及び保存体制が明確である団体 |

◆伝統的郷土芸能（33件）

令和6年4月1日現在

藤沢水神囃子、下野見はやし、配津町祭り囃子、上郷大成町囃子、駒場お囃子連、保見町芸能、枝下町打ち囃子、石野町お囃子、下市場祭囃子、鴛鴦祭囃子、宮口一色行者祭囃子、若林祭囃子、霧山囃子、加塩町打囃子、阿弥陀堂祭囃子、古盛社しゃぎり、拳母神楽、古瀬間神楽、中根神楽、竹村チャラボコ、飯野祇園、西山万歳、石野歌舞伎、旭歌舞伎、迫祇園、八草町八柱太鼓、山中祭り太鼓の各種保存会、足助田町・西町・新町・本町お囃子会、稲武廻り太鼓クラブ、長興寺巫女舞・献馬保存会

2 郷土芸能団体の認定及び補助金交付手続き・事務の流れ等

（1）伝統的郷土芸能の認定

補助金の交付を受けようとする郷土芸能団体は、必要書類を添付し、認定の申請を行い、市は申請に対し、豊田市文化財保護審議会の意見を聴いたうえで、認定の可否を決定することになります。

（2）伝統的郷土芸能保存維持・保存修理事業補助金の交付

（1）により認定された団体は、交付申請に基づき、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を受けることができます。

【参考】補助事業の概要

事業名	補助率	限度額	補助対象経費
伝統的郷土芸能保存維持事業	50%以内	5万円	郷土芸能を保存維持するための消耗品費、印刷費、食糧費(練習時の飲み物)、修繕費、備品購入費等
伝統的郷土芸能保存修理事業	50%以内	50万円	郷土芸能を保存維持するための楽器、備品等の修理費

吉原町神楽保存会について

1 団体名等

吉原町神楽保存会（平成21年4月1日発足）

会員数 38人（令和7年1月1日現在）

2 区分

神楽・巫女舞

3 芸能の由来等

吉原町に伝わる神楽は宮神楽で江戸時代（1850年ごろ）に有志が熱田神宮の宮神楽を習い覚えて始めたと言われる。

明治43年には青年部（若衆連）が報徳部という新しい組織を立ち上げ本格的に行われるようになった。

当時は町内だけではなく、遠くは設楽や東三河の地区にも出向き奉納が行われ、高岡地区内の若林、中田、中根等でも吉原町から習い覚え、神楽が盛んに行われていた。

しかし、後継者不足により昭和60年に吉原町に伝わる神楽は途絶えることとなる。

その後、祭礼に神楽囃子が聞こえないことを寂しく思った昔を知る方々から復活を望む声が多く上がるようになり、平成21年豊田市のわくわく事業の補助を受け、吉原町神楽保存会を発足、神楽を復活させ、今日に至る。

参考文献：『高岡村誌（昭和31年5月発行）』

『高岡町誌（昭和43年4月発行）』

4 現在の活動

（1）活動内容

主な活動は年3回の祭礼での神楽の奉納

・吉原町神明宮祭礼（提灯祭り） 7月31日

・吉原町秋葉社祭礼 9月第1日曜日

・吉原町八幡宮祭礼（例大祭） 10月第1日曜日

（2）練習

毎月第2・第4土曜日 吉原町第2区民館

(参考)

伝統的郷土芸能補助金交付団体認定要項

(趣旨)

第1 この要項は豊田市文化財保存事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に規定する補助事業者の認定に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2 補助事業者は、次の条件を満たす伝統的郷土芸能を継承し、次に規定する団体（以下「郷土芸能団体」という。）とする。

- (1) 昭和20年以前から豊田市域で伝承されてきた郷土芸能のうち、第3に定める芸能を継承する団体
- (2) 豊田市民を主体に5名以上で組織し、規約を有し、由来及び保存体制が明確である団体

(対象)

第3 伝統的郷土芸能の対象は次のとおりとする。

- ① 神楽
- ② 祭り囃子
- ③ 万歳
- ④ 農村歌舞伎
- ⑤ その他、豊田市が認めるもの

2 無形民俗文化財に指定されたものは、本要項においては伝統的郷土芸能と区別する。

(認定)

第4 補助金の交付を受けようとする郷土芸能団体は、豊田市の認定を受けなければならない。

- 2 豊田市は前項の認定にあたっては豊田市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の認定は第6に規定する認定の取消しが行われるまで、効力を有する。

(申請)

第5 第4の認定を受けようとする郷土芸能団体は次の書類を添付し市長に提出しなければならない。

- ① 認定申請書（様式1）
- ② 団体調書（様式2）
- ③ 名簿（様式3）
- ④ 規約
- ⑤ その他参考資料

(認定の取消し)

第6 郷土芸能団体は、第2に規定する条件を満たすことができなくなった場合は、豊田市に認定の取消を届け出なければならない。

2 郷土芸能団体の解散及び消滅等により前項の届け出がされない場合は、豊田市は、その調書を作成し、郷土芸能団体の認定を取り消すものとする。

棒の手会館展示リニューアルについて

1 スケジュール

令和 6 年度 棒の手会館展示リニューアル検討委員会の開催

- | | | |
|-------|----------------------|------------------|
| 第 1 回 | 令和 6 年 7 月 1 7 日 | 展示リニューアルの基本方針の確認 |
| 第 2 回 | 令和 6 年 1 1 月 1 9 日 | 展示内容等の提案・検討 |
| 第 3 回 | 令和 7 年 3 月 1 3 日（予定） | 展示計画案の検討 |

令和 7 年度 展示実施設計

2 展示テーマ

分類	目的	展示テーマ	現況の展示
猿投山、猿投神社	猿投山への登山客等、一般観光客に「棒の手」を知るきっかけづくりとなる展示。	猿投山、猿投神社、旧龍性院庭園等、「猿投地区」の紹介	無
		棒の手・各保存会の紹介	ロビーに写真有
		収蔵庫に保存されている収蔵品の紹介	無
献馬	雨乞いのため熱田神宮に「引き馬神事」を行ったのが始まりとされる献馬。その歴史やおでく等の馬飾り、警固隊の衣装や道具類、合囀等の紹介を通して「献馬」の解説を行う。	引き馬から馬の塔、おまんと、献馬の 1200 年の流れ	パネル 献馬模型 1 頭
棒の手	警固まつりの発祥・発展や、棒の手・流派の発祥の紹介。豊田の棒の手、愛知県内の棒の手紹介等を行う。	警固まつりの発祥発展	行列イメージパネル、衣裳・道具合囀分布図
		棒の手、流派の発祥	パネル免許状
		豊田の棒の手	映像
		愛知県内の棒の手	無
猿投祭り	臨場感溢れる大型映像で棒の手の魅力を伝える展示。	「猿投祭り」記録映像	映像

猿投山や猿投神社、 猿投地区



猿投祭り

神事

神輿渡御

「猿投祭り」を軸に、「献馬」と「棒の手」を展示する。



神輿渡御（本社、東宮、西宮の順）
神社本殿、猿投山東宮、猿投山西宮より神輿渡御。

「本社」、「東宮」、「西宮」の神輿の渡御から始まる『猿投祭り』の紹介を通して、猿投山、猿投神社の関係性、神事と献馬、棒の手奉納の全体像を紹介する。



警護隊の行列は天王森に集合して鉄砲隊の発砲を合図にして出発。

雨乞いのため熱田神宮に「引き馬神事」を行ったのが始まりとされる献馬。その歴史やおでく等の馬飾り、警固隊の衣装や道具類、合囀等の紹介を通して「献馬」の解説を行う。



小学生、中学生、若衆のみならず、大老中老、御神輿の担ぎ手、消防団員まで総動員して棒の手演技が奉納される。

警固まつりの発祥・発展、棒の手・流派の発祥の紹介、豊田の棒の手の伝播・分布等の紹介、愛知県内の棒の手の起源、分布、流派等の紹介等を通して「棒の手」の解説を行う。

棒の手 奉納

「献馬」と「棒の手」

「猿投まつりの献馬で、合宿として行ったのは、明応2年（1493）の宮口村の記録がもっとも古いものですが、この頃には棒の手がついたということは確認できません。棒の手に関しては、天文22年（1553）、尾張岩崎城主丹羽若狭守が領民とともに献馬を行い、翌年領民に棒術を教え、それらに従え、奉納したという記録があります。」（特別展「献馬大将」図録より引用）

戦乱の時代に棒の手等の農兵の力を借りたとはいえ、「刀狩令」発令以降、たくさんの農兵が存在することは統治の不安要素になるものである。

しかし、刀狩令執行の実際には、槍、弓矢、害獣駆除のための鉄砲や祭祀に用いる武具などは所持を許可された。多くは武家側が村に乗り込むのではなく村任せで実行されたケースが多い。そんななか、棒の手、発砲隊は祭り行事用という理由で存続を図った。地域の定番祭礼である「馬の塔」は正に、棒の手と発砲隊の存続の身を託す最高のパートナーとなった。今まで、棒の手と馬の塔はそれぞれのシステムであったが、協力としてもたまたま合流する程度だったが、次第に親密に協力し、現在の「馬の塔に棒の手はつきものである」、或いは「馬と棒と鉄砲の三つ揃えて初めて馬の塔である」等の俗説まで発展してきたのである。これはこの地域の棒の手、発砲隊が「刀狩令」発令以降でも盛んに行うことができた理由だと考えられる。

（林 湧 論説 民俗芸能から見る「他者融合」と「適者生存」—愛知県尾張旭市の無形文化財「棒の手」と「馬の塔」を中心に— より引用）



県指定天然記念物「小原村前洞の四季桜」の損傷について

1 天然記念物の概要

指定日 昭和59年11月28日 愛知県指定

所有者 個人所有

所在地 豊田市前洞町善道427-2

2 経緯及び現状

該当天然記念物の損傷について通報があったため、令和6年9月19日に現地確認。愛知県に報告するとともに樹木医に診断を依頼。

主幹から分かれる2本の大枝のうち、斜め上方に伸びていた大枝が、地面側の一部を残して折れている状況。折れ部分の内部は腐朽が進んでいる。

※樹木医意見（令和6年9月21日確認）

大枝は大きく折れているものの不定根は繋がっており、根株と大枝の通導は維持されていると思われる。これ以上の折損を防ぐため支柱を設置するとよい。折損直後であり、どの枝に影響が出ているのかが現時点では判断できないため、春の芽吹きが落ち着いた後に必要に応じて枯れ枝の除去を実施した方がよい。

折損前



折損後



3 対応

これ以上の折損を防ぐため支柱を設置し経過観察する。



市指定天然記念物「田代の二本杉」の損傷について

1 天然記念物の概要

指定日 昭和46年1月10日 豊田市指定

所有者 八幡神社

所在地 豊田市小原田代町ナギノト580

2 経緯及び現状

該天然記念物の損傷について通報があったため、令和6年8月20日に現地確認。樹木医に診断を依頼。神社の清掃の際、地面に大量の樹皮が散乱していたため、落雷被害に気付いたとのこと。

並び立つ二本の杉の主に西側（写真右側）の杉に被害が出ている。

被害状況については、広範囲の樹皮の剥がれが発生しており、白い材が露出するほど深い剥がれが発生している箇所もある。樹皮が深く剥がれている箇所は幹材の割れも確認することができ、目測で幹直径の1/4以上に達する箇所もある。

※樹木医意見（令和6年9月14日・12月8日確認）

今後3年から5年程度で被害箇所の幹材が腐朽し、幹の折損リスクが高まる可能性がある。

3 対応

当面の間経過観察とする。

全景
(樹高：約39m)



被害が大きい箇所（幹材の割れ）



足助八幡宮修理工事について

1 足助八幡宮の概要

国指定重要文化財（建造物）

明治 40 年 5 月 27 日指定

足助八幡宮の創建は、天武天皇の白鳳 2 年（673）と伝えられており、現在の本殿は文正元年（1466）に再建されたものと伝えられる。屋根がひわだぶき、さんげんしゃながれづくり（正面の柱間が三間で、切妻屋根の前面が背面より長く延びている神社の建築様式）の本殿は、室町時代の特色をよく示している。



修理の経過は残存する棟札より、天正 16 年（1588）、天和 2 年（1682）、明和 7 年（1770）、安政 3 年（1856）に修理が行われた。近年では、昭和 2 年、昭和 34 年、平成 5 年に屋根葺替修理が行われている。

2 足助八幡宮修理工事等の概要

（1）保存修理工事

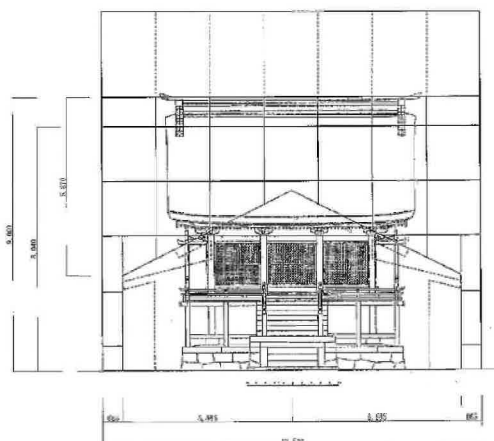
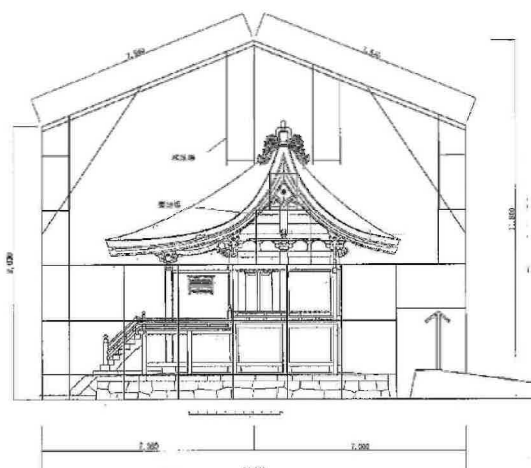
- ① 工事内容 屋根の葺替：既設と同じ桧皮（ひわだ）で葺替
- ② 工事期間 令和 6 年 12 月～令和 7 年 7 月（予定）
- ③ 設計監理 （公財）文化財建造物保存協会
- ④ 工事請負 田中社寺株式会社
- ⑤ 特定財源 ・国庫 75% ・県費補助 7% ・市費補助 9%



（東面）



（北面）



(2) 防災対策工事

- | | | | |
|--------|--|--------|----------|
| ① 工事内容 | 更新：自動火災報知機、放水銃、炎感知器、煙感知器
増設：炎感知器、防犯カメラ、人感 LED ライト | | |
| ② 工事期間 | 令和 6 年 12 月～令和 7 年 7 月（予定） | | |
| ③ 設計監理 | 永田設計事務所 | ④ 工事請負 | 能美防災株式会社 |
| ⑤ 特定財源 | ・ 国庫 75% ・ 県費補助 7% ・ 市費補助 9% | | |



(拝殿南側)



(本殿南東側)



(本殿南西側)



(本殿北東側)

